

平成30年度

第2回 湯沢市農業委員会総会議事録

平成30年5月10日

湯沢市農業委員会

## 第2回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 平成30年5月10日(木) 午前9時00分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午前9時03分

閉会 午前10時17分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	麻生 良子	11番	姉崎 与志弘
2番	宮原 正明	12番	川崎 秀悦
3番	高橋 郁夫	13番	加藤 エリ子
4番	杳澤 弥	14番	高橋 忠雄
5番	伊藤 秀郎	15番	佐藤 栄子
6番	高橋 廣尚	16番	瀬川 等
7番	能登 公平	17番	水戸 義昭
8番	藤谷 清志	18番	小嶋 幸吉(会長職務代理者)
9番	高橋 敬悦	19番	半田 好廣(会長)
10番	高橋 伸太郎		

2) 欠席した委員

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席  
(午前9時03分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	高橋 里治
班 長	佐藤 雅仁
主 査	高橋 一寿

## 5) 会議の提出案件

### 1. 会務報告

### 2. 報 告

- ・報告第2号 第5回運営委員会の報告
- ・農地法に基づく届出等の報告
  - (1) 賃貸借契約合意解約
  - (2) 使用貸借契約合意解約
  - (3) 申請取下げ申請

### 3. 議 案

- |        |  |
|--------|--|
| 議案第6号  | 農地法第3条の規定による許可申請について                                   |
| 議案第7号  | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地<br>利用集積計画の決定について           |
| 議案第8号  | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地<br>利用集積計画の決定について(農地中間管理事業) |
| 議案第9号  | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による<br>農用地利用配分計画の案の決定について      |
| 議案第10号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                                   |

議 長	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午前9時3分 委員総数 19名中ただいまの出席委員は19名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>それでは、4番 沓澤 弥 委員、5番 伊藤 秀郎 委員の両名を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p>
議 長	<p>本日の議題は、会務報告のほか報告4件、議案5件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p> <p>高橋事務局長。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p> <p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p>

	<p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、報告第2号 第5回運営委員会の報告をお願いします。</p>
	<p>(18番 小嶋 幸吉 職務代理者、挙手)</p>
議 長	<p>18番 小嶋 幸吉 職務代理者。</p> <p>(第5回運営委員会報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>報告第2号 第5回運営委員会報告について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(届出等報告、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約は8件、面積38,227㎡であります。解約理由は、整理番号1号と2号は、借人の都合によるため、整理番号3号から5号、9号は、第三者に所有権移転するため、整理番号6号は、経営縮小であります。日本アグリファームが湯沢市における経営を撤退するものであります。整理番号8号は、借人死亡のためとなっております。</p> <p>次に議案書3ページをご覧ください。2 使用貸借契約合意解約は8件、面積67,773㎡であります。解約理由は、整理番号1号から8号まで、第三者へ利用権設定するためとなっております。</p>

<p>議 長</p>	<p>最後に3申請取下げ申請が1件であります。取下げ理由は、賃貸人の都合によるためとなっております、今回、農地中間管理事業に申請されておりますことを報告いたします。以上であります。</p> <p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。平成30年5月10日提出。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ここで、議案書7ページの3条所有権移転申請番号6号は、16番 瀬川 等 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは3条所有権移転整理番号6号を審議しますので、16番 瀬川 等 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(16番 瀬川 等 委員、退席) (午前9時14分)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>

議 長	佐藤班長
佐藤班長	<p>(農地法第3条の規定による許可申請所有権移転整理番号6号について、朗読説明)</p> <p>3条所有権移転申請番号6号は、申請土地が川連町字獅子森121の田で、面積が1,849㎡であります。申請事由は経営拡張であり、売買価格は、総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。3条所有権移転申請番号6号を申請のとおり許可することに決定いたします。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(16番 瀬川 等 委員、着席) (午前9時15分)</p>
議 長	<p>次に、議案第6号議事参与制限以外の農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第6号議事参与制限以外の農地法第3条の規定による許可申請について、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>議案書5ページから6ページをご覧ください。3条賃貸借権設定は5件、面積39,537㎡であります、申請事由は申請番号1号と3号が兼業による経営縮小、申請番号2号が相手方の要望、申請番号4号、5号が怪</p>

	<p>我、体調不良による経営縮小となっております。次に7ページから8ページをご覧ください。議事参与制限以外の3条所有権移転は6件、面積5,221㎡であります。申請番号1号は、農業廃止による贈与、申請番号2号から4号は高齢による経営縮小で、2号は贈与となっております。申請番号5号は小作地開放となっております。申請番号7号は、申請事由が相手方の要望、売買単価は、総会資料記載のとおりとなっております。説明は以上であります。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手。議案第6号「農地法3条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。平成30年5月10日提出。説明は以上です。</p>



議 長	<p>ここで、議案書 10 ページの利用権設定、整理番号 32 号は 5 番 伊藤 秀郎 委員、整理番号 33 号は 9 番 高橋 敬悦 委員に関連する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは利用権設定整理番号 32 号を審議しますので 5 番 伊藤 秀郎 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(5 番 伊藤 秀郎 委員、退席) (午前 9 時 19 分)</p>
議 長	<p>それでは、経営基盤強化促進法利用権設定、整理番号 32 号について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による利用権設定整理番号 32 号について、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>利用権設定整理番号 32 号は新規で、面積 9,069 m<sup>2</sup>です。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。賃料については、総会資料記載のとおりであります。説明は以上であります。</p>
議 長	<p>質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号 32 号を計画のとおり決定することと致</p>

	<p>します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(5番 伊藤 秀郎 委員、着席) (午前9時20分)</p>
議長	<p>次に、利用権設定整理番号 33 号を審議しますので9番 高橋 敬悦委員の退席をお願い致します。</p> <p>(9番 高橋 敬悦 委員、退席) (午前9時21分)</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議長	<p>佐藤班長。</p> <p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による利用権設定整理番号 33 号について、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>利用権設定整理番号 33 号は新規で、面積 1,098 m<sup>2</sup>です。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。賃料については、総会資料記載のとおりであります。説明は以上であります。</p>
議長	<p>質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号 33 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p>

	<p>(9番 高橋 敬悦 委員、着席) (午前9時22分)</p>
議長	<p>次に、議案第7号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願い致します。</p>
議長	<p>(佐藤班長、挙手) 佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>(議案第7号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明) 議案書10ページから18ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は、賃貸借権が28件、面積は128,057㎡で、使用貸借権が3件、面積は25,535㎡であります。新規の設定は19件、再設定が9件であります。また、整理番号9、14、17、18、21号は、今回の合意解約からの設定となっております。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。賃料については、総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議長	<p>質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。議案第7号農業経営基盤強化促進法の議事参与制限以外の利用権設定について、計画のとおり決定することと致します。続きまして、議案第7号農業経営基盤強化促進法所有権移転を審議します。ここで、議案書19ページ農業経営基盤強化促進法所有権移転整理番号3号は、14番 高橋 忠雄 委員の案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着</p>

	<p>席していただきます。それでは整理番号第3号を審議しますので、14番高橋 忠雄 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(14番 高橋 忠雄 委員、退席) (午前9時26分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第7号農業経営基盤強化促進法所有権移転整理番号3号について、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>議案書19ページをご覧ください。整理番号3号は、面積6,181㎡であります。申請事由は譲渡人の農業廃止となっており、売買単価は10a当たり、449,927円となっております。また、備考記載のとおり利用権設定農地の所有権移転となっております。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは採決をお願いいたします。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。所有権移転整理番号第3号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(14番 高橋 忠雄 委員、着席) (午前9時27分)</p>

議 長	次に、議案第7号議事参与制限以外の農業経営基盤強化促進法所有権移転について事務局より説明をお願いいたします。
議 長	(佐藤班長、挙手) 佐藤班長。
佐藤班長	(議案第7号議事参与制限以外の農業経営基盤強化促進法所有権移転について、朗読説明) 議案書19ページをご覧ください。議事参与制限以外の農業経営基盤強化促進法所有権移転は2件、面積は4,753㎡であります。申請事由はすべて経営拡張であります。売買価格については総会資料記載のとおりであります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上であります。
議 長	質疑を行います。何かご質問ございませんか。
6 番	整理番号2号は同一世帯での売買となっているが、その内容を説明願いたい。
高橋主査	申請は親子での売買となっております。譲受人は新規認定就農者であり、今年度より申請農地でトマトの栽培を行うものです。また、青年就農給付金を受給することから、就農開始より5年以内に自己所有地を取得するか第3者からの利用権の取得が条件となっております。贈与での移転も考えられますが、今回は、譲受人の経営意識を高めるためとして、売買による所有権移転を行うものであります。
議 長	ほかにご質問ございませんか。  (質問なしの声あり)
議 長	それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。

	(全員挙手)
議長	全員挙手。議案第7号農業経営基盤強化促進法所有権移転のとおり決定することと致します。
議長	次に、議案第7号経営基盤強化法開発事業計画について事務局より説明をお願いいたします。
	(佐藤班長、挙手)
議長	佐藤班長。
	(議案第7号経営基盤強化法開発事業計画について、朗読説明)
佐藤班長	議案書20ページをご覧ください。開発事業計画は1件、面積は268㎡であります。議案付属資料は62ページから68ページをご覧ください。計画は、事業の拡大に伴い現在使用している農作業小屋では手狭になったことから、農業機械の格納及び農業資材等を置くパイプハウスを、既に農地中間管理事業を利用して借りている農地に設置するものです。なお、すでにパイプハウスは完成していることから追認案件として受理しました。事業計画は、パイプハウス162㎡のほかパイプハウス内を採石敷きするとなっております。資金については全額自己資金となっております。被害防除計画は十分緩衝地を設けることとしております。申請地は農振、農用地区域内にありますが、湯沢市農業振興地域整備計画の農業施設用地に変更されております。この案件は違反転用ではありますが、顛末書が提出されており、許可されるまでパイプハウスを使用しないという条件も守られております。計画については、特に問題はないと考えます。説明は以上であります。
議長	ここで、現地確認結果について、16番 瀬川 等 委員から報告願います。
	(16番 瀬川 等 委員、挙手)
議長	16番 瀬川 等 委員。

16番	<p>議案第7号の現地確認について報告いたします。</p> <p>4月24日に、15番 佐藤 栄子 委員、佐藤班長、高橋主査と私で現地確認を行いました。先ほど事務局から説明があったとおり、開発事業計画整理番号299号は追認案件でありました。しかし、周辺には十分な緩衝地がもうけられており被害が発生しないものと思われ、また、許可されるまでパイプハウスを使用しないという条件も守られており、本人も十分に反省していたことから、追認にあたっては問題ないものを見てまいりました。報告は以上です。</p>
議長	<p>質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p>
3番	<p>前回にも稲川地域で同様の案件があり、現地確認委員から地元の委員に注意するよう話があったと思うが、担当地域の委員は十分な目配りがなされていたのか。</p>
16番	<p>もちろん、十分注意はしていたが、ご指摘のとおり、近年の追認案件は稲川地域だけとなっている。これら追認案件については、パイプハウスメーカーが、設置等において認識不足があり、改良区、農業委員会に大変迷惑をかけたと、稲川土地改良区に謝りに来ている。私も同席していたことから、違反転用であり、今後このような事態を絶対に起こさないよう、強く申し入れを行っております。</p>
議長	<p>ほかにご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。議案第7号経営基盤強化法開発事業計画を計画のとおり決</p>

定することと致します。

次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」、議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題としますが、説明は両議案一括説明とさせていただきます、採決は別々とさせていただきます。案件を、事務局より説明をお願いします。

（佐藤班長、挙手）

議 長

佐藤班長。

（議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」、議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」、朗読説明）

佐藤班長

議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。平成30年5月10日提出。議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第2条第1項第14号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。平成30年5月10日提出。説明は以上です。

議 長

ここで、議案書23ページから25ページ上段にあります農地中間管理事業利用集積計画整理番号84号は、2番 宮原 正明 委員、85号は、3番 高橋 郁夫 委員、86号から90号は、9番 高橋 敬悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは整理番号84号を審議しますので、2番 宮原 正明 委員の退



	<p>席をお願い致します。</p> <p>(2番 宮原 正明 委員、退席) (午前9時40分)</p>
議長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議長	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第8号利用集積計画整理番号84号と議案第9号農地中間管理事業配分計画案整理番号117号について、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>議案書23ページをご覧ください。利用集積計画整理番号84号は経営縮小による貸し付けであります。面積は、賃貸借権が7,314㎡、使用貸借権が537㎡であります。集積計画の内容は、農業経営強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題はないと思われます。配分計画案整理番号117号は経営拡張による借り受けとなっております。賃料については、総会資料記載のとおりであり、特に問題はないと思われます。県の配分計画の決定広告は平成30年6月29日となっております。説明は以上であります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。この集積計画と配分計画について何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、この集積計画について採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。利用集積計画84号を計画のとおり決定することと致します。次に、配分計画の採決をお願い致します賛成の方の挙手を求めます。</p>

議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。配分計画案 117 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願いします。</p>
議 長	<p>(2番 宮原 正明 委員、着席) (午前9時42分)</p> <p>次に、整理番号 85 号を審議しますので、3番 高橋 郁夫 委員の退席をお願い致します。</p>
議 長	<p>(3番 高橋 郁夫 委員、退席) (午前9時43分)</p> <p>事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 8 号利用集積計画整理番号 85 号と議案第 9 号農地中間管理事業配分計画案整理番号 118 号について、朗読説明)</p> <p>議案書 23 ページをご覧ください。利用集積計画整理番号 85 号は経営縮小による貸し付けであります。面積は、使用貸借権で 9,298 m<sup>2</sup>であります。集積計画の内容は、農業経営強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、特に問題はないと思われます。配分計画案整理番号 118 号は経営拡張による借り受けとなっております。使用貸借権設定であり、特に問題はないと思われます。県の配分計画の決定広告は平成 30 年 6 月 29 日となっております。説明は以上であります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。この集積計画と配分計画について何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>

議 長	<p>それでは、この集積計画について採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用集積計画85号を計画のとおり決定することと致します。次に、配分計画の採決をお願い致します賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。配分計画案118号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願いします。</p> <p>(3番 高橋 郁夫 委員、着席) (午前9時45分)</p>
議 長	<p>次に、整理番号86号から90号を審議しますので、9番 高橋 敬悦委員の退席をお願い致します。</p> <p>(9番 高橋 敬悦 委員、退席) (午前9時45分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長  佐藤班長	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第8号利用集積計画整理番号86号から90号と議案第9号農地中間管理事業配分計画案整理番号119号について、朗読説明)</p> <p>議案書24ページから25ページをご覧ください。利用集積計画整理番号86号から90号は経営縮小による貸し付け5件であります。面積は、30,763.14 m<sup>2</sup>であります。集積計画の内容は、農業経営強化促進法第18</p>

	<p>条第3項の各要件を満たしており、特に問題はないと思われます。配分計画案整理番号 119 号は経営拡張による借り受けとなっております。賃料については、総会資料記載のとおりであり、特に問題はないと思われます。県の配分計画の決定広告は平成 30 年 6 月 29 日となっております。説明は以上であります。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。この集積計画と配分計画について何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、この集積計画について採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。利用集積計画 86 号から 90 号を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、配分計画の採決をお願い致します賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。配分計画案 119 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願いします。</p> <p>(9 番 高橋 敬悦 委員、着席) (午前 9 時 47 分)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案第 8 号、議案第 9 号議事参与制限以外の案件を事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>佐藤班長</p>

<p>佐藤班長</p>	<p>(議案第 8 号利用集積計画整理番号 84 号から 90 号と議案第 9 号中間管 理事業配分計画案整理番号 117 号から 119 号以外の案件について、朗読 説明)</p> <p>議案書 25 ページ上段整理番号 34 号から 37 ページをご覧ください。集 積計画は 49 件、363,332 m<sup>2</sup>となっております。貸し付け理由は経営縮小 が 36 件、農業廃止が 9 件、経営転換が 4 件となっております。次に配分 計画は 26 件、すべて経営拡張による借り受けとなっております。すべて の集積計画及び配分計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。使用貸借権設定の 4 件以外の賃 料については、総会資料記載のとおりであり、特に問題はないと思われ ます。県の配分計画の決定公告は平成 30 年 6 月 29 日となっております。 説明は以上であります。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。議事参与制限以外の集積計画 と配分計画について何かご質問ございませんか。</p>
<p>16 番</p>	<p>農地中間管理機構を利用することで、出し手、受け手にどのようなメ リットがあるのか。</p>
<p>高橋主査</p>	<p>出し手については、自留地 10a 未満等、条件が揃えば経営転換協力金 が交付されます。受け手には、耕作者集積協力金がありますが、今回の 案件においては該当ありません。35 ページ、院内ファームの案件につい ては、中山間地域でかつ未整理であることから、県単独交付金の、条件 不利地交付金が該当します。なお、交付金は今年度までが交付対象期間 となっており、来年度以降は未定となっております。</p>
<p>3 番</p>	<p>議案書 26 ページ、利用集積計画 39 号の賃借人の経営面積が 0 m<sup>2</sup>は初 めての案件であるが、新規参入の案件か。</p>
<p>高橋主査</p>	<p>賃借人は新規認定就農者であり、前は川原営農組合で就農していたが、 今回、申請土地を借りて営農を開始するものです。認定農業者、新規認</p>

<p>議 長</p>	<p>定就農者については、5反歩の面積要件はなく、経営農地0㎡からでも営農開始が可能となっております。</p> <p>ほかにご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議事参与制限以外の集積計画について採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。利用集積計画 34 号から 83 号を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、配分計画の採決をお願い致します賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。配分計画案 91 号から 116 号を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、農地中間管理事業（移転）について審議しますので、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
<p>議 長</p> <p>佐藤班長</p>	<p>佐藤班長。</p> <p>(議案第9号農地中間管理事業（移転）について、朗読説明)</p> <p>議案書 38 ページをご覧ください。農地中間管理事業（移転）、上から4段目の配分計画案整理番号1号であります。移転理由は分散錯圃の解消となっており、個人名の借り入れを法人に移転するものであります。賃料については、総会資料記載のとおりであり、特に問題はないと思われれます。説明は以上であります。</p>

議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 9 号の農用地利用配分計画案のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主査、挙手)</p>
議 長	<p>高橋主査。</p> <p>(議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p>
高橋主査	<p>議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」1 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したので、同条第 3 項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第 5 条第 3 項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第 8 条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。平成 30 年 5 月 10 日提出。</p> <p>議案書 40 ページから 42 ページをご覧ください。今月の申請件数は、使用貸借権設定が 1 件、賃貸借権設定が 3 件、所有権移転が 2 件です。</p> <p>使用貸借権設定申請番号 1 号、議案付属資料は 13 ページから 20 ページをご覧ください。申請は、事業の拡大に伴い、現在使用している農作業小屋が手狭になったことから、新たに乾燥・調整設備の拡充及び農業資材等を保管する小屋を建築するための転用となっております。申請地は、相川字新木野 203-1、田、154 m<sup>2</sup>であります。三関駅から南に約 1,900</p>

m、湯沢市立須川小学校から北東に約 300mの新木野集落内に位置し、東・南・北側は宅地、西側は田に接しております。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断しました。土地の選定については、農作業小屋の敷地と合わせての使用を検討し申請地を選定したものです。事業計画は、隣接する宅地を合わせて利用し、農作業小屋 300 m<sup>2</sup>を建築、事業費は造成・整地経費 4,488,000 円、建物建設経費 39,043,000 円、設計費 700,000 円、測量・登記経費 805,000 円となっております。資金計画は自己資金 5,000,000 円、借入資金 40,000,000 円となっております。許可判断として、第1種農地であります。農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設そのた地域の農業振興に資する施設であり、法第5条第2項ただし書きに該当するものと考えます。

次に 41 ページ、賃貸借権設定整理番号 1 号、議案付属資料は 21 ページから 26 ページをご覧ください。申請は、事業拡張による建設資材及び重機・車両等が増加したため現在使用している建設用資材置場が手狭になり、拡張が余儀なくなくされているための転用であります。申請地は、字大森 76 と 77、田、751 m<sup>2</sup>であります。湯沢市立湯沢北中学校から西に約 530m、湯沢市役所からは北西に約 2,400mの森上集落の南側 400mに位置し、東側は雑種地、西側は田、南側は水路、北側は道路に接しております。農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地と判断しました。事業計画は、盛土高 1 mの造成工事を行い、資材置場 751 m<sup>2</sup>を整備するものです。事業費は用地借上経費年 50,000 円、造成・整地費 1,500,000 円、設計費 150,000 円、搬入等諸経費が 100,000 円で計 1,800,000 円、全額自己資金となっております。被害防除計画は、東側は既存資材置き場にすり付け、西・南・北側は 1.5mのL型擁壁を設置し、土砂の流出を防止します。許可相当の理由として、第1種農地であります。不許可の例外の既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の面積が既存の敷地面積の2分の1を超えないことから、施工規則第35条第5項に該当するものと考えます。

次に、賃貸借権設定整理番号 2 号、議案付属資料は 27 ページから 33 ページをご覧ください。申請は、再生資源の取扱量の増加と国道拡幅により現在の敷地が買収されることから、資材置場を拡張するための転用



であります。申請地は、字下山谷 287-2、田、378 m<sup>2</sup>であります。湯沢市役所より東へ約 1.8km、湯沢市役所稲川庁舎から西へ約 5.1km に位置し、東・西側は田、南側は国道、北側は宅地に接しております。農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第 1 種農地と判断しました。事業計画は、高さ 1.2m、盛土量 453 m<sup>3</sup>の造成工事を行い、資材置場 165 m<sup>2</sup>、駐車場 117 m<sup>2</sup>、通路等 96 m<sup>2</sup>となっております。事業費は用地借上費年 360,000 円、造成・整地費 1,500,000 円、設計費 100,000 円、測量・登記経費 100,000 円、搬入費等諸経費 50,000 円、計 2,110,000 円となっており、全額自己資金となっております。被害防除計画は、東・西・南側は L 型擁壁を設置し、北側は既存施設にすり付けることとしております。許可判断として、第 1 種農地ではありますが、既存の施設の拡張であり、既存の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないことから施工規則第 35 条第 5 項に該当するものと考えます。

次に、賃貸借権設定整理番号 3 号、議案付属資料は 34 ページから 41 ページをご覧ください。申請は、近年の事業規模の拡大に伴い、現在の店舗が手狭になってきており、車両及び資材を保管するスペースも不足してきたことから隣接する土地に店舗兼倉庫を建築し、車両置場を確保するための転用であります。申請地は、駒形町字八面村上 63-1、田、1,188 m<sup>2</sup>であります。湯沢市役所稲川庁舎から北へ約 1.9km、湯沢市立駒形小学校から南へ約 1.5km の八面集落内に位置し、東・北側は宅地、西側は道路、南側は田に接しております。農地区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第 1 種農地と判断しました。事業計画は、造成工事を行わず店舗兼倉庫 188.39 m<sup>2</sup>、車両置場 126 m<sup>2</sup>、通路 218.63 m<sup>2</sup>、排水溝 63.38 m<sup>2</sup>、来客用駐車場 97.56 m<sup>2</sup>となっております。事業費は用地借上経費月 250,000 円、造成・整地経費 2,000,000 円、建物建設経費 17,700,000 円、搬入費等諸経費 300,000 円、資金計画は全額自己資金となっております。被害防除計画については、周辺の農地や水路に土砂が流出しないよう砕石敷き、コンクリート敷きにし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽、雨水は既存施設に設置している油水分離層により処理することとしております。許可の判断として、第 1 種農地であるが、不許可の例外の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置

されるものであることから、規則第33条第4項に該当するものと考えます。

次に議案書42ページをご覧ください。所有権移転申請番号1号は、宅地分譲であります。議案付属資料は42ページから49ページをご覧ください。申請地は、岡田町261、田、2,048㎡であります。湯沢インターから南へ1,400m、湯沢市役所から西へ約1,600mの岡田集落内に位置し、東・南側は道路、西側は水路、北側は宅地に接しております。農地区分は都市計画区域・準工業地域となっていることから第3種農地と判断しました。事業計画は盛土工0.6~0.7m、土量1,340㎡の造成工事を行い、6区画の分譲宅地を整備するものです。事業費は、用地取得費10,240,000円、造成・整地経費7,071,000円、設計費286,000円、測量・登記経費537,000円、搬入費等諸経費3,385,000円、計21,519,000円で、資金計画は全額自己資金となっております。被害防除計画は、東・南側は道路にすり付け、西側は擁壁を設置、北側は既存擁壁にすり付け、周辺土地と同じ高さに造成することとしております。申請内容については特に問題はないと考えます。

最後に所有権移転申請番号2号、議案付属資料は50ページから61ページをご覧ください。申請は、高齢者介護施設を運営しているが、グループホームの待機者が多いことから、待機者の解消を目指してグループホームを増設するための転用であります。申請地は川連町字大館屋布前116,117、田、2,365㎡であります。湯沢市役所稲川庁舎から南西へ約970m、湯沢市立稲川中学校から北西へ約780mの田中集落内に位置し、東・西側は水路、南側は宅地、北側は田に接しております。農地区分は、申請地の西側の農地との間に大きな高低差があり、東・北側は住宅に囲まれていることから第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他の農地）と判断しました。土地の選定については、現在の事業所の近い農地以外の土地を探したが、適地が見つからなかったため、やむを得ず隣接農地を選定したものです。事業計画は、高さ0.6m、盛土量1,419㎡の造成工事を行い、グループホーム314.83㎡、駐車場540㎡、通路660㎡、法面・雪捨て場・緩衝地1,510.17㎡、事業費は、用地取得費5,500,000円、造成・整地費4,000,000円、施設・建物建設経


	<p>費 37,000,000 円、設計費 1,000,000 円、測量・登記経費 500,000 円、搬入費等諸経費 200,000 円、資金計画は自己資金 3,200,000 円、金融機関からの借入金 45,000,000 円となっております。被害防除計画は、東側は既存施設敷地にすり付け、西・北側は法面施工し、南側は既存土留めを利用して土砂の流出がないよう施工します。許可相当の理由として、申請地は、不許可の例外にあたる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、規則第 33 号第 4 条に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、16 番 瀬川 等 委員から報告願います。</p>
	<p>(16 番 瀬川 等 委員、挙手)</p>
議 長	<p>16 番 瀬川 等 委員。</p>
1 6 番	<p>議案第 10 号の現地確認について報告いたします。</p>
	<p>4 月 24 日に、15 番 佐藤 栄子 委員、佐藤班長、高橋主査と私で現地確認を行いました。申請された案件については、事前着工はなく、周辺の状況についても現状と被害防除計画を照らし合わせた結果、被害が発生しないものと思われ、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第 10 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
	<p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第 10 号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p style="text-align: right;">(午前 10 時 17 分終了)</p>
-----	--

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

平成30年5月10日

議長 半田好廣 

署名委員 4番 水澤 弥 

署名委員 5番 伊藤 秀郎 